

令和7年度沖縄県ひとり親家庭等在宅就業推進事業業務委託に係る企画提案募集の質問に対する回答

令和7年9月8日

No.	仕様書・実施要綱等の項目	質問内容	回答
1	仕様書関連	<p>本事業において、アプリケーションにて、マッチング/支払い等を行うことを検討しています。本公募で採択され、次年度以降も事業を継続し、就業者が増えていくことを念頭に、アプリと連携した管理システム等も必要になると考えていますが、今回のコンソーシアムメンバーで新たにそれを開発する場合、経費として計上しても良いのでしょうか。（人件費として計上します）</p>	<p>記載いただいている管理システムについては、自主提案を検討されているものと認識しておりますが、選定委員会において選定された場合、本事業の委託費に計上いただいて問題ありません。なお、本事業の委託費に計上し制作した成果物については、著作権及び所有権は沖縄県に帰属します。</p>
2	仕様書関連	<p>本事業は委託事業ということですが、上の質問で記載した管理システム等について、人件費を計上した上で（対象経費と了承され）開発した場合、その所有権については、沖縄県が持つということ解釈して良いのでしょうか。</p>	<p>本事業の委託費に計上し制作した成果物については、著作権及び所有権は沖縄県に帰属します。</p>
3	実施要綱第3条（1）	<p>実施要綱の中で、（（支援対象者）第3条（1））で、「沖縄県内に住所を有するひとり親家庭等であること。また、母子家庭及び父子家庭の児童も本事業の対象とすることができる」とありますが、どういう主旨なのでしょう。就業推進で、児童も対象とするとは？</p>	<p>母子家庭及び父子家庭において、扶養している20歳に満たない子がおり、その子が在宅就業を希望される場合には支援の対象となる、という主旨です。</p>
4	募集要領 様式3	<p>コンソーシアム協定書に関し、一部事業者の代表者の署名が間に合わない可能性がありますが、その場合、名前の印刷+押印で代えることは可能でしょうか。</p>	<p>コンソーシアム協定書について、代表者氏名の印字及び代表者の印を押印いただければ問題ありません。また、誓約書については、代表者の署名及び押印が必要です。なお、募集要領に定めている必要書類は全て、期日までにご提出いただく必要がありますので、ご注意ください。</p>
5	募集要領関連	<p>採択後、当初予定していなかった企業との連携により、機能性が高まり、事業の効率化が図られるとなった場合は、変更承認等により、コンソメンバーまたは協力企業を追加することは可能でしょうか。</p>	<p>募集要領に定めている期日までにご提出いただいた、様式2「企画提案参加届」に記載のない企業・団体等の追加は認められていません。</p>